令和８年 10 月 26 日
恩納村役場　企画課

令和８年度恩納村地域おこし協力隊募集支援委託業務
公募型プロポーザルに関する質問への回答

令和８年度恩納村地域おこし協力隊募集支援委託業務に係る公募型プロポーザルについて、提出された質問に対する回答は次のとおりです。
なお、回答の内容は、公募型プロポーザル実施要領及び仕様書の追記・修正とみなします（実施要領 12）。

No.	該当書類・該当箇所	質問内容	回答
1	公募型プロポーザル実施要領 仕様書 様式集 実施要領「3. 提案資格」6（P.1） 仕様書「9. その他」2（P.4） 様式第 5 号「業務実施体制図」（P.8）	実施要領において「沖縄県内に本店、支店、営業所等を有している者」であることが提案資格として定められております。一方、仕様書では、発注者の承諾を得た場合、本業務の一部を再委託することが可能とされています。沖縄県内に支店又は営業所等を有する事業者を契約主体とし、そのグループ会社が募集プロモーション、募集記事の制作、応募者対応等の一部業務を担う実施体制とすることは可能でしょうか。また、その場合、グループ会社の担当者を様式第 5 号「業務実施体制図」及び様式第 6 号「配置予定者調書」に配置予定者として記載することが可能か、あるいは再委託先として整理する必要があるかについてもご教示ください。	提案資格（実施要領３．６）は、提案者（契約の相手方）自身が満たす必要があります。グループ会社は提案者とは別の法人であるため、グループ会社が業務の一部を担う場合は再委託として取り扱い、仕様書９．２により、あらかじめ書面による発注者の承諾を要します。 沖縄県内に支店又は営業所等を有する事業者を契約主体とし、そのグループ会社が募集プロモーション、募集記事の制作、応募者対応の一部業務を担う実施体制とすることは可能です。なお、本業務の全部又は主要部分（業務全体の企画、業務遂行の管理、手法の決定及び判断等）の再委託は認めません。また、再委託する業務の額の合計は、契約金額の２分の１を超えないものとしてください。 再委託を予定する場合は、様式第５号「業務実施体制図」に、再委託する業務の範囲、相手方の名称及び再委託する理由を記載してください。あわせて、見積書の内訳（実施要領９に定める①から⑦までの区分）ごとに、再委託を予定する額を併記してください。また、契約後に再委託の承諾を申請する際は、再委託する業務の範囲及び金額が分かる資料（契約書、見積書の写し）を提出していただきます。

No.	該当書類・該当箇所	質問内容	回答
			再委託先の担当者は、様式第６号「配置予定者調書」に記載して差し支えありませんが、所属・役職欄に再委託先の名称を記載し、提案者の配置予定者と区別できるようにしてください。また、業務責任者は提案者に所属する者としてください。
2	仕様書 「5. 採用予定人数及び着任時期」（P.1） 「6. 業務内容（2）受入希望課へのヒアリング及び募集案件の企画に関する助言」（P.2）	本業務では、受入れを希望する所管課へのヒアリングを踏まえて募集案件を企画することとされていますが、現時点で受入れを予定又は検討されている所管課、募集職種、活動分野、ミッション等がございましたら、検討段階の内容も含め、可能な範囲でご教示ください。	現時点で受入れを検討している所管課及び活動分野は次のとおりです（各１名程度）。いずれも検討段階のものであり、契約後に実施する受入希望課へのヒアリング（仕様書６(2)）を経て決定するため、変更又は取りやめとなる場合があります。 ・商工観光課　村内事業所の人材確保等の雇用対策 ・商工観光課　宿泊税を活用した観光振興施策の企画及び推進 ・学校教育課　中学校における地域学習及び学習支援（公営塾等） ・社会教育課　部活動の地域展開 募集職種、ミッション等の詳細は、上記ヒアリングを踏まえて設計するものです。 なお、隊員の任用形態は、会計年度任用職員を基本として検討しています。
3	仕様書 「2. 業務の目的」（P.1） 「5. 採用予定人数及び着任時期」（P.1） 「6. 業務内容（4）募集広報及び応募者対応」（P.2）	仕様書では採用予定人数を 4～6 人程度とされていますが、採用予定人数以外に、応募者数、問い合わせ件数、面談移行者数、採用充足率等について、村が想定する具体的な目標値又は成果指標がございましたらご教示ください。 また、本業務を通じて、応募者数の確保、求める人材とのマッチング、採用後の定着、庁内の受入体制整備など、村として特に重視している成果又は期待する効果がございましたら、併せてご教示ください。	本業務において村が設定している数値目標は、仕様書５の採用予定人数のみであり、応募者数、問合せ件数、面談移行者数、採用充足率等の目標値は設定していません。 村として最も重視する成果は、受入れを希望する所管課が求める人材を確保することです。あわせて、着任後のミスマッチの防止及び村の受入体制の整備を期待しています。

<table>
<tr><th>No.</th><th>該当書類・該当箇所</th><th>質問内容</th><th>回答</th></tr>
<tr><td>4</td><td>仕様書

「2.　業務の目的」(P.1)
「6.　業務内容（2）受入希望課へのヒアリング及び募集案件の企画に関する助言」（P.2）</td><td>今後の募集戦略及び募集案件の設計の参考とするため、これまでの地域おこし協力隊の募集における応募者数、採用者数、採用辞退者数等について、可能な範囲で実績をご教示ください。
また、過去の募集活動及び採用後の受入れにおいて、応募者の確保、求める人材とのマッチング、採用辞退、着任後の定着等について、村として課題と認識されている点がございましたら、併せてご教示ください。</td><td>これまでの地域おこし協力隊の募集実績は次のとおりです。
<table><tr><th>分野</th><th>募集人数</th><th>応募者数</th><th>採用者数</th></tr><tr><td>地産地消に関する業務</td><td>１人</td><td>３人</td><td>１人</td></tr><tr><td>医療・保健に関する業務</td><td>１人</td><td>１人</td><td>１人</td></tr><tr><td>観光振興に関する業務</td><td>１人</td><td>記録なし</td><td>１人</td></tr></table>
採用辞退者はいません。また、任期を終えた隊員は全員が任期終了後も村内に定住しています。
村としては、応募者の確保に苦慮していることを課題と認識しています。また、受入れに当たっては、隊員の住居の確保を懸念事項と認識しています。採用辞退及び任期終了後の定着については、これまでのところ課題は生じていません。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>仕様書

5 採用予定人数及び着任時期
6(4)ウ
6(5)オ</td><td>採用決定者が採用予定人数（４～６人程度）に満たなかった場合の取扱いについて、以下の理解でよいかご教示ください。
① 仕様書５および６(5)オにより、採用人数の多寡にかかわらず委託料の減額はないとの理解でよいか。
② ６(4)ウの追加募集は「着任予定日に間に合う範囲」とされていることから、令和９年４月１日より後の着任を前提とした募集の継続は本業務の範囲外との理解でよいか。
③ 採用人数が予定に満たない場合でも、仕様書６の各業務を実施し、８の成果品を提出すれば履行完了とみなされるとの理解でよいか。</td><td>① 採用者数の多寡のみを理由として、委託料を減額することはありません（仕様書５）。ただし、③の回答のとおり、実施しなかった業務がある場合は減額します。
② お見込みのとおりです。本業務の履行期間は令和９年３月 31 日までであり、同年４月１日より後の着任を前提とした募集の継続は、本業務に含みません。
③ お見込みのとおりです。ただし、採用者がいないこと等により仕様書６の業務の一部（着任前の支援等）を実施しなかった場合は、当該業務に相当する額について、見積書の内訳を基に協議のうえ、委託料を減額します。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>仕様書
評価基準</td><td>県外に本店を置く事業者に業務の一部を再委託することも想定しています。以下についてご教示ください。</td><td>県外に本店を置く事業者に業務の一部を再委託することは差し支えありません。提案資格（実施要領３）は提案者自身が満たす必</td></tr>
</table>

No.	該当書類・該当箇所	質問内容	回答
	仕様書 9-2 評価基準 項目 7	① 再委託が認められない「主要部分」とは、仕様書６のどの業務を指すか。 ② 再委託先の担当者を、様式第５号（業務実施体制図）と様式第６号（配置予定者調書）に記載することは可能か。	要があるものであり、再委託先には求めません。ただし、再委託先が指名停止等の措置を受けている者又は暴力団等に該当する者である場合は、再委託を承諾しません。 ① 主要部分は、仕様書６の特定の業務を指すものではなく、業務全体の企画、業務遂行の管理、手法の決定及び判断等をいいます。また、再委託する業務の額の合計は、契約金額の２分の１を超えないものとしてください（No.１の回答参照）。 ② 記載して差し支えありません。所属・役職欄に再委託先の名称を記載し、提案者の配置予定者と区別できるようにしてください（No.１の回答参照）。
7	公募型プロポーザル実施要領 3 提案資格	業務再委託ではなく、共同企業体（JV）による参加は可能か。可能な場合、以下についてご教示ください。 ① ３の各号の要件は構成員全員が満たす必要があるか。特に６号（沖縄県内に本店、支店、営業所等を有すること）は、代表構成員のみが満たせばよいか。 ② 参加表明時に必要な追加書類（協定書の写し等）はあるか。 ③ JV 構成員の受託実績を、様式第７号（業務実績調書）に記載して評価項目７の対象とすることは可能か。	本プロポーザルは単体の事業者による参加に限ることとしております。このため、①から③までは該当しません。他の事業者が業務の一部を担う場合は、再委託として取り扱います（No.1 及び No.6 の回答参照）。 なお、様式第７号「業務実績調書」には、提案者自身の実績を記載してください。再委託先の担当者の経験は、様式第６号「配置予定者調書」の「本業務に関連する経歴」欄に記載して差し支えありません。
8	公募型プロポーザル実施要領 13(2) 二次審査 2、5	二次審査で、出席者の一部が県外からオンラインで参加することは可能か。以下についてご教示ください。 ① 当該出席者が再委託想定先である場合と JV 構成員である場合とで、取扱いに違いはあるか。 ② オンライン参加者は「出席者３名以内」の人数に含まれるか。 ③ オンライン参加が可能な場合、Web 会議ツールの指定はあるか。また、会場のインターネット回線や音響設備は村で	二次審査において、出席者の一部がオンラインにより参加することは差し支えありません。ただし、出席者のうち１名以上は会場に出席してください。 ① 共同企業体による参加はできないため（No.7 の回答参照）、再委託先の担当者であることによる取扱いの違いはありません。 ② 含まれます。会場の出席者とオンラインの参加者を合わせて３名以内としてください。 ③ Web 会議ツールの指定はありません。オンライン参加者を映

No.	該当書類・該当箇所	質問内容	回答
		用意するか、提案者で用意するか。	すためのモニターは村で用意します。それ以外のオンライン参加に必要な機器、通信回線及び音響設備（会場で委員が音声を聞き取り、質疑ができるもの）は、提案者で用意してください。村は、会場のインターネット回線及び音響設備を用意しません。通信の不具合等が生じた場合も、説明及び質疑の時間の延長は行いません。